

二輪車等の税額について

原付バイク(排気量 125cc 以下)、二輪車(排気量 125cc 超)、小型特殊自動車等については、登録年月や燃費の環境負荷に関わらず、平成 28 年度から全ての車両が新税額となります。

区分		平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
	二輪の軽自動車等 (125cc 超 250cc 以下)	3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)	6,000 円	
小型特殊	農耕用	2,000 円
	その他	5,900 円